

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月六日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第十七号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五十一条（略）</p> <p>2 前項の手当は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千四百四十円）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>イ 巡回監視 九百五十円</p> <p>ロ 応急作業等 千四百四十円</p> <p>二 前項第二号に掲げる作業 千四百四十円</p> <p>三 前項第三号に掲げる作業 千二百二十円</p> <p>四 前項第四号に掲げる作業 九百五十円</p> <p>五 前項第五号に掲げる作業 千四百四十円</p> <p>を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額</p> <p>3（略）</p>	<p>第五十一条（略）</p> <p>2 前項の手当は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>イ 巡回監視 七百十円</p> <p>ロ 応急作業等 千八十円</p> <p>二 前項第二号に掲げる作業 千八十円</p> <p>三 前項第三号に掲げる作業 八百四十円</p> <p>四 前項第四号に掲げる作業 七百十円</p> <p>五 前項第五号に掲げる作業 千八十円</p> <p>を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額</p> <p>3（略）</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の特務勤務手当に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、令和八年四月一日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の職員の特務勤務手当に関する条例（以下「改正前条例」という。）第五十一条第一項各号に掲げる作業に従事した職員についても適用する。

（給与の内払）

3 前項の規定により改正後条例第五十一条を適用する場合には、改正前条例第五

十一条の規定に基づいて支給された災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、改正後
条例第五十一条の規定による災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の内払とみなす。